

阪神間都市計画公園の変更（3.3.422号 尼崎城址公園、尼崎市決定）について

1 背景

尼崎城址公園は、昭和58年1月に都市計画決定された面積約1.2haの都市計画公園（近隣公園）です。県立尼崎病院の跡地に旧尼崎城の面影を今に伝えるような公園として計画され、平成2年度から平成5年度にかけて、主に公園の北西部の石垣や漆喰塀、散策路などの整備を実施しましたが、隣接する図書館や歴史博物館との一体的な景観に配慮した整備計画であったため、歴史博物館建設事業の休止に伴い、以後は整備できず、供用面積は約0.3haに留まっています。

一方、尼崎城址公園の位置する城内地区は、その名のとおり近世に尼崎城があった地区であり、明治の廃城令により城が取り壊された後も、旧城郭内には尼崎町役場・尼崎市役所、尼崎警察署、市立図書館、尼崎郵便局、各種市立学校などが建てられた尼崎市制発祥の地として、今なお明治、大正、昭和初期の建築物が現存する歴史的にも貴重な地区です。

こうしたなか、昨年迎えた市制100周年を契機として、寺町とともに歴史文化ゾーンを構成する城内地区に残された歴史・文化資源を活かすことで都市の魅力向上と交流人口の増加をめざすとともに、歴史文化という新たな都市イメージを付加することで、市民のまちに対する誇りや愛着の醸成につなげることを目的に、平成27年12月に「城内地区における都市再生整備計画」を策定し、今後、尼崎城址公園も含めた地区内の整備に取り組んでいくこととなりました。

2 都市計画変更に係る手続きの状況（これまで）

尼崎城址公園の区域及び面積の変更に向けて、平成28年5月に都市計画審議会に報告した後、同年7月に市民意見公募（パブリックコメント）を行うとともに、同内容の住民説明会を実施しました。

3 区域の一部見直しについて

本市では、かつてあった尼崎城を尼崎城址公園内に再建し、寄付したいとの申し出を受け、平成27年11月25日に「尼崎城の建築及び寄付に関する協定」を尼崎市長と寄付者との間で締結して以降、寄付者の意向も尊重する中で、本市に残る資料等を基に、学識経験者をはじめ様々な専門的見地からその再建方法や活用等についての検討を重ねてきました。

こうした中、建築される尼崎城の規模や配置、外観等が明らかになるとともに、本市としても、尼崎城の建築を機に、現在進行中の城内地区まちづくり事業と一体的に、城内地区的玄関口にふさわしい景観形成・空間整備を行うことにより、歴史あるまちとしての新たな都市イメージの構築や市民のまちに対する誇りの醸成などを図っていくこととなりました。

これにあわせて、尼崎城址公園についても、建築される尼崎城との調和がとれた公園として、また、市民はもとより市外から多くの来園者が訪れ、憩う公園として、イベントなどが行える広い空間や、サクラなどの四季折々の花木が鑑賞できる空間、駐車場などの施設配置、街区全体の一体整備による景観への寄与など、公園に求められる機能や施設を再検討した結果、公園北東角の民有地部分を新たに計画区域に追加することで、公園としての景観上や利用上、防災上等の更なる機能向上を図ることとしました。

こうしたことから、変更後の尼崎城址公園の計画区域を一部見直し、北東角部分についても計画区域に追加した上で、改めて都市計画変更の手続きを進めています。

変更前後対照表（案）

| 変更 | 種別 | 名称 | | 位置 | 面積 | 備考 |
|-----|------|---------|--------|--------|---------|---|
| | | 番号 | 公園名 | | | |
| 変更前 | 近隣公園 | 3.3.422 | 尼崎城址公園 | 尼崎市北城内 | 約 1.2ha | 城壁石積、散策路、多目的広場、展望広場、芝生広場、藤棚、便所、四阿、遊戯施設、植栽 |
| 変更後 | 近隣公園 | 3.3.422 | 尼崎城址公園 | 尼崎市北城内 | 約 1.5ha | 城壁石積、散策路、芝生広場、城、池、ベンチ、遊戯施設、便所、植栽 (面積及び区域の変更) |

4 今後の予定

平成 29 年 4 月 市民意見公募（パブリックコメント）（素案公表・意見募集）

平成 29 年 9 月 尼崎市都市計画審議会（事前説明）

平成 29 年 10 月 案の縦覧

平成 29 年 11 月 尼崎市都市計画審議会（付議）

平成 30 年 1 月 都市計画決定告示

以 上